

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和8年1月7日 午後2時18分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	櫻 井 健 一
副委員長	井 出 有 史
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	櫻 井 繁 行
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	服 部 栄 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 民 部 長	岩 井 雄 一 郎
保 健 福 祉 部 長	羽 成 英 明
市 民 課 長	小 池 陽 子
国 保 年 金 課 長	豊 崎 良 憲

出 席 書 記 名

議 会 総 務 課 主 幹 川 原 場 智

## 議 事 日 程

令和8年1月7日（水曜日）午後2時18分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 窓口業務の見直しについて
  - (2) 子ども・子育て支援金の賦課について
  - (3) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後2時18分

### ○櫻井健一委員長

皆さん、こんにちは。本年もよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、本日の日程事項に入ります。

初めに、窓口業務の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

### ○市民部長（岩井雄一郎君）

委員の皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

市民部のほうからは、窓口業務の見直しということにつきまして、まず1つ目、市民窓口センターの窓口の緩和に関する事、次に出張所での業務の見直しについて、最後に現在の各窓口の来庁者数について説明させていただきます。詳細につきましては、市民課の小池課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

### ○市民課長（小池陽子君）

市民課、小池です。よろしくお願いいたします。

それでは、窓口業務の見直しについて、ご説明させていただきます。

令和7年度から、市民窓口センターと千代田出張所を開設しまして、窓口の来庁者数の状況は大きく変わりました。市民窓口センターは、ショッピングセンター内という立地で便利なおことから、時間帯によって混雑し、待ち時間が発生しておりますが、一方で、中央出張所と千代田出張所は来庁者が少ない状況となっております。このことから、来庁者へのサービス向上のため、市民窓口センターの窓口混雑の緩和と出張所の取扱い業務の見直しを行うものでございます。

資料の1番になります。市民窓口センター（中央庁舎）窓口混雑の緩和ということで、1点目になります。混雑する窓口へ職員の増員。こちらは、中央出張所と千代田出張所の取扱い業務の見直しを行うことで、出張所職員を減員しまして、混雑している市民窓口センターへ職員を増員するものでございます。

2点目としまして、マイナンバーカード機器3台から4台へ増設。こちらは、千代田出張所の取扱い業務を見直しすることによりまして、マイナンバー機器をニーズの多い市民窓口センターへ移設を行いまして、窓口の混雑を緩和するものでございます。

資料の2番をお願いします。出張所での取扱い業務の見直しについてです。中央出張所は、令和7年度から一部業務を縮小しまして、住民票、印鑑証明書、税証明書等の交付と一部の委任業務、銀行派出による収納業務を行っておりますが、令和8年度以降については、窓口業務を取りやめ、基本的には市民窓口センターを案内することとします。

なお、市民窓口センターまで行くことができないなど不便を来す場合につきましては、中央出張所内に在籍します地域コンシェルジュによる連絡取次ぎによりまして、市民サービスの継続を図ってまいります。

次に、千代田出張所は、令和7年4月に開庁しまして、令和7年度は、転入転出などの住民異動届、マイナンバー関係事務、戸籍証明書、住民票、印鑑証明書、税証明書等の交付、各課から依頼を受けた委任業務、また収納業務を取り扱っておりますが、令和8年度以降については、専門的な知識を要する業務である、上2つの業務になります、住民異動届とマイナンバー関係事務を除いた業務について継続いたします。

次に、資料の3番になります。各窓口の1日平均来庁者数についてです。市民課4窓口の来庁者数の状況ですが、市民窓口センターは、令和6年度の千代田庁舎の平均105人よりも増加しております。また、今年のごとに見ましても増加傾向となっております。職員数は10名ですが、30分以上の待ち時間がたびたび発生している状況となっております。これは、ショッピングセンター内という立地から、買物の際に立ち寄り便利なことや中央出張所の業務縮小によるもの、また、マイナンバーカードの申請や5年ごとの更新手続の件数が増加していること、そのほか市民窓口センターのみのパスポート業務などがあることが考えられます。

次に、霞ヶ浦窓口センターの来庁者数は、ほぼ横ばいで、職員数は4名、各課からの委任業務など時間を要する業務が多く、時間帯によっては待ち時間が発生しております。中央出張所は、令和7年度から業務を縮小したため、令和6年度と比較して大幅に減少しております。職員1名と地域コミュニティ課兼務の3名で対応しております。千代田出張所は、令和7年4月に開庁しまして、来庁者が少ない状況となっております。職員2名と地域コミュニティ課兼務3名で対応しております。来庁者の割合ですが、直近の11月ですが、市民窓口センターが71.1%、霞ヶ浦窓口センターが22.8%、中央出張所は4.6%、千代田出張所は1.5%となっております。このような状況から、市民窓口センターの来庁者数が増え、窓口において求められる役割が拡大していることから、令和8年度以降について、窓口業務の見直しによりまして混雑時にも対応できる体制を整え、待ち時間の短縮と市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。そうすると、令和8年度からというのは、4つの施設における職員数というのはどういうふうになっていくんですか。

○市民課長（小池陽子君）

職員数についてはまだ確定はしてないので申し上げることは難しいと思うんですけども、想定とし

ましては、中央出張所と千代田出張所の業務が減ることで職員数が減って、その分を混雑している市民窓口センターへ集約するという考えでおります。

○櫻井繁行委員

中央出張所のほうは、基本的には市民窓口センターへのご案内とするような形になるんですよね。そうすると、そこに地域コンシェルジュが1人いらっしやれば対応ができるわけでしょうけれども、千代田出張所についても、割合を見せていただくと非常に低い状態なので、なんとなく会計年度任用職員で対応するのか、検討されている地域コミュニティ課の職員でしていただけるのか分からないんですけども、ある程度、分散している現状があるとしても、一極集中するような形で、大胆に市民窓口センターに職員を集約するような形をしっかりと取っていただければと思うんですけども、いかがですか。

○市民課長（小池陽子君）

櫻井繁行委員おっしゃるとおり、窓口のほうとしても70%以上の市民の方が市民窓口センターを利用しているという状況が分かりましたので、こちらの混雑回避というところもメインに考えて、職員の配置の要望をしていきたいと思えます。

○櫻井繁行委員

ぜひよろしく願いいたします。多分年度末から令和8年度にかけて引っ越しなんかも増えてくる時期になると思うので、対応していただきたいと思うのと、ちなみに1点だけ教えてほしいんですけども、資料のパーセンテージを出していただいているのというのは、割合というのは、どういう算出方法ですか、これ、ちなみに。71%とか22%とか4.6%とか1.5%と出ているのは、どういった形の算出根拠になっていますか。

○市民課長（小池陽子君）

こちらの各窓口の一日平均来庁者数の数については、発券機というものが設置されているので、発券機を取った数になってくるので、1人で幾つかの事務であったり申請をすることもあるので、処理件数とまたイコールにはならないんですけども、あくまでも来庁者数という形での算出になります。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○佐藤文雄委員

中央出張所は、地域の、自転車だとか歩いていけるというメリットがあるので、これは絶対残していくべきだと私は思うんですが、地域コンシェルジュによるというのは、どういうことですか。中央出張所でいろんな事務ができなくなるということですか。

○市民課長（小池陽子君）

地域コンシェルジュについてになりますが、令和5年度から市民課で対応しているもので、行政手続に限るんですけども、市民からのいろいろな要望とかで市民課で対応できるものなどについて、これまでも何度か対応していったケースがあります。今後は、市民課で対応している地域コンシェルジュを中央出張所にも同じように配置する形で考えております。

○佐藤文雄委員

ちょっと待って。地域コンシェルジュというのは、中央出張所には地域コンシェルジュの方しかいないということなんですか。令和7年度に、住民票だとか税証明とかのこれまでの業務、これはやらなくなるということなんですか。それとの関連で地域コンシェルジュというのはどうなんですかということなんです。

○市民課長（小池陽子君）

佐藤委員がおっしゃるとおり、令和8年度以降については、証明書の発行業務を中央出張所では行わない予定となっております。この地域コンシェルジュですが、行政手続に関する事で、事情によって市役所、市民窓口センターまで足を運ぶということが困難な方に対しまして、地域コンシェルジュで対応できるケースであれば対応していくというものになります。

○佐藤文雄委員

暫時休憩して。

○櫻井健一委員長

暫時休憩します。 [午後2時31分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後2時34分]

○佐藤文雄委員

改めて確認します。中央出張所には、これまでの業務、住民票、税証明書、委任業務、収納業務と、これはやらないでしょう。あくまでも、そこには市民窓口センターに案内して、来た方についてはそれを説明し、必要であれば、地域コンシェルジュの方がそれなりの対応をしていくということですか。

○市民課長（小池陽子君）

佐藤委員おっしゃるとおりで、中央出張所においては、令和8年度以降は窓口業務は取りやめとなり、基本的には市民窓口センターを案内することとなります。そして、どうしても事情によって市民窓口センターまで行くことができない方に対しては、地域コンシェルジュが対応していく考えでおります。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

ちょっといいですか、副委員長。

○井出有史副委員長

はい。

○櫻井健一委員長

最終的には、今の窓口だと、この間行ったときに1時間待ち、60分待ちなんていうのもあるようだったんですけども、窓口の対応する箇所を増やすということも想定に入っているということでもよろしいですか。

○市民課長（小池陽子君）

窓口の数が不足しているのも混雑の原因の一つでありますので、来年度以降について、カウンターを1つ増設する計画です。

○櫻井健一委員長

マイナンバーカードでいろいろ手続をするので機械を1台増やすということは理解できたんですけども、それ以外のところの1か所の増設するようなスペースというところは、最高で、今のところ1つということでしたけれども、幾つぐらいまで増やせるんですか、窓口を。スペース的な問題とか。

一回休憩してください。

○井出有史副委員長

暫時休憩します。 [午後2時37分]

○井出有史副委員長

会議を再開いたします。 [午後2時38分]

○市民課長（小池陽子君）

マイナンバー機器の1台の増設につきましても、カウンターのほうに設置させていただくことと、保健福祉部のカウンターを、1ブース2名分を来年以降は増設する予定となっております。

○井出有史副委員長

委員長に職務を戻します。

○櫻井健一委員長

委員長、戻ります。

ほかに何かございませんか。

○櫻井繁行委員

いずれにせよ、令和8年度から大幅に機構改革というか、中央出張所に行かれた方は、全然令和7年度のような状況で活用できなくなる状況にあると思うので、しっかりホームページであったり広報誌で市民の皆様に周知徹底していただいて、基本的には中央庁舎というか市民窓口センターに行ってもらうことがベターなような気もするので、混乱がないようにしっかり進めていただければと。

あと、先ほどちょっと僕が聞いたパーセンテージのところは、単純に、これ来庁者が分母になってくるだけなんだよね。難しいこと、縦計で考えなきゃいけないのかなと思って、基本的に197人をパーセンテージで割っているだけということだね、分かりました。ぜひ混乱ないように進めていただければと思いますので、余計地域コンシェルジュの対応も大事になってくると思うので、臨機応変な対応になっちゃいますので、その辺は混乱がないように進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○櫻井健一委員長

答弁はいらないですか。

○櫻井繁行委員

一応いただいていいですか。

○市民部長（岩井雄一郎君）

地域コンシェルジュは、委員おっしゃるように、多種多様な業務に携わりますので、ある程度ベテランの職員が当たるようになるとは考えております。これまで地域コンシェルジュは令和5年度から活用していますので、一層業務に精通していただきまして、市民の皆さんの負担を軽減していきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

お願いします。

○櫻井健一委員長

ほかに質問等はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ございませんので、本件を終結いたします。

次に、子ども・子育て支援金の賦課についてを議題といたします。

説明を求めます。

○健康福祉部長（羽成英明君）

どうも明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

それでは、説明させていただきます。

子ども・子育て支援の賦課についてということで、国のほうの制度改正もございまして、国民健康保険の内容についても今後検討していかなくてはいけないものもございまして、説明させていただきます。

す。

説明については、国保年金課、豊崎課長から説明させていただきます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

本日は、説明の場をいただきまして誠にありがとうございます。国保年金課から、子ども・子育て支援金の賦課について説明させていただきます。

国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる子ども・子育て支援加速化プランを令和5年12月に取りまとめしております。加速化プランは、児童手当の拡充や妊婦のための支援など、少子化対策の抜本的な強化を講じるものでございます。この財源は、子育て支援を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、全世代・全経済から、既存の保険料に加え、新たに子ども・子育て支援分を令和8年度から徴収することとしました。国は、保険料等で確保する支援金を総額1兆円見込んでいるところですが、激変緩和が設けられており、令和8年度から段階的に増額し、令和10年度から経常財源として徴収する予定でございます。市の被保険者への影響は、市は、国民健康保険の保険者として、保険税により既存の区分（医療・後期・介護）に加え、子ども・子育て支援分を段階的に徴収することになります。必要額は、県が算定する事業費納付金を基準に税率を定めることとなります。下の参考欄に、国が見込んだ試算を載せてありますが、令和8年度は一人当たり月額250円程度、令和9年度は一人当たり月額300円程度、令和10年度は一人当たり月額400円程度まで激変緩和期間となり、以降は同額程度の額で推移するものと考えております。

また、税額の算定ですが、茨城県運営方針により、既存の区分同様所得割と均等割の2方式で行う予定です。ただし、新設される子ども・子育て支援分にあつては、少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満の均等割額は10割を軽減し、この軽減相当額を18歳以上の保険者で負担する仕組みとなっています。

今後の予定としては、今月中旬頃になりますが、事業費納付金の本算定を税率の資産を行い、成立案を作成いたします。その後、運営協議会等へ諮問し、議案の調整、さらに審議いただき、4月1日の施行となる予定です。来月になりますが、改めて税率案について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井健一委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これまで、医療、後期、介護という形で負担を決めていましたよね。それは、均等割の場合と所得割の場合ですと、医療と後期は所得割の中に入っていたと思うんだよね。介護は別に40歳以上だということなので、40歳になったら介護は、国民健康保険に限って市町村国保はなっていたと思うんだけど、子ども・子育ての分は介護と同じような形でやるんですか。まず、それを答えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回の、来年から加算される子ども・子育て支援金分に関していえば、全員対象が基本ですが、18歳未満に関しては、子ども支援に係る部分にあるということに鑑みて、基本的に10割軽減する形になります。そこで、軽減されたことでなくなった税額分は、18歳以上の方に上乗せで賦課するという形を取ります。

○佐藤文雄委員

だから、介護分のやり方じゃないと。所得の中に所得と均等割がありますよね、所得と均等割。それ

が、医療、後期の内容になるのに、それに子ども支援分を入れるということが、まず大前提だよと。で、かすみがうら市はこれまでいろいろ18歳の均等割をなくそうということで、なくしましたよね。そのなくした分については、18歳以上が負担するということになる、保険料そのものが上がっちゃうということなんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回、医療、後期、介護に加えて、新しく子ども・子育て支援金分が賦課される形になります。よって、純粋にその部分だけが増えるという形になります。

○佐藤文雄委員

増えるのか。増えるんですかと言ったら、ただ増える。今までは、介護の場合は40歳になると増えるわけじゃないですか。その分が加えられるから。そうじゃなくて、介護じゃない、後期と医療分は、確か所得割で決めていたよね、所得割。医療と後期高齢かな、所得割の中に何パーセントだけ入っているでしょう。均等割というのは、あくまでも各自治体によって、調整したかどうか分からないけれども、均等割と決めているじゃないですか。その均等割というのは、18歳未満の問題については、これまで国は丸っきり子育てに反するよということ未就学までは半額だったでしょう、2分の1、未就学は。ただ、それに、県のほうはそれをフォローして、そのあともう半分は県のほうでフォローしたのかな。18歳までのやつは、本市が子育ての、いろいろ私の質問の中にもあるけれども、経過としては、子ども18歳までは均等割をなくしますよという形になって、18歳以下は均等割がなくなったじゃないですか。そうすると、今回は250円をどうしても市のほうで、国保で負担しなきゃならないということは、均等割じゃなくて、所得割の中に子ども支援分と医療分と後期分が入ってくるんですかということなんですよ。だから、少しその分は所得割を増やさなきゃいけないかもしれないよね、これ。年間250円の場合は2万3400円だよ。程度と書いてあるじゃないですか。これ違うか、税額か、被保険者だから。この分の財源が必要だということでしょう。それだけ所得割を上げなきゃいけないということなんですかということなんです。そうすると、来年、令和9年、10年と、その分を少しずつ上げるという考え方なんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

誤解がないように一応申しておきます。国民健康保険税の考え方なんです、医療、後期、介護それぞれ2方式、所得割と均等割で課税します。所得割と均等割の税率については、各市町村で異なります。それぞれが必要な金額に基づいて税率を決定している。さらに、均等割につきましては、国が軽減をしているのは、佐藤委員おっしゃるとおり、就学前の児童に関しては半額を軽減してございます。小学生から18歳までの方については、市が独自で均等割の半額を軽減してございます。その財源は、県が一般財源で負担する事業費納付金、失礼しました、特別調整交付金の中に含まれている財源で市が行ってございます。なので、18歳未満は基本均等割が半額になっています。あわせて、令和6年度から、一般会計でその均等割相当額、子どもの均等割相当額を一般会計で子ども応援金という形で補助する形になりました。それをもって、基本的に子どもの均等割は無償という形にかすみがうら市はなっております。

今回の子ども・子育て支援分に関していえば、基本は、18歳未満の方は均等割相当額がかからない形になります。その軽減された分、かからない軽減された部分は、総額を確保するために、18歳以上の方で負担をするという形に制度化されていますので、そのような形で今後進めたいと考えています。

○佐藤文雄委員

子どもの均等割をなくしたっていうものは、なくしたままであって、今250円とかという、こういうものについては、新たな賦課だということなんだよ。新たな賦課だから、新たな賦課のためには保険料を

上げるということなんですかということなんだよ、簡単に言うと。つまりそれは、所得割と均等割にどう反映するかは計算のやり方なのかもしれないよ、仕組みは。細かいところは分からないけれども。だから、今例えば9.8%だか7.8%か忘れちゃったけれども、あと均等割が3万なんぼぐらいだったけれども、これを2つとも調整しながら、250円分、300円分、400円分、これが令和8年、9年、10年、そうすると、毎年上げるという計画を含めてどうなんですかということなんだよ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員おっしゃるとおりなんですけど、基本、現在の既存の医療、後期、介護の部分については、来年度は税率の変更はしない状況です。子ども・子育て支援金分に関しては、子ども18歳未満の方は、基本継続、先ほども申し上げていますが、10割減。そのかかった部分は、18歳以上のもので確保する形になりますが、この財源につきましては、子育てを支える新しい考え方、分かち合いの考え方、全体の仕組みとして国がこのような形で設けた制度なので、市でちょっと調整することはできないことになっていきますので、ご理解のほどいただければと思います。

[「増えるんだったら増えると答弁すれば」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

増えます。

[「それでいいじゃん」「増税です」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

基本的には増えます。

○佐藤文雄委員

だから、その分は令和8年度も9年度も10年度もだんだん増えるんですかということも含めて答えてよ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員おっしゃるとおり、令和8年度、9年度、10年度と、段階的に増える仕組みになってございます。

○佐藤文雄委員

ということは、保険料の改定もあるということなんじゃないのか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そのような考えでおります。

○佐藤文雄委員

それは、どちらかという、国保納付金の中に入るのかな。それとも、今言った令和8年、9年、10年というのは、国保納付金で確定するんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員おっしゃるとおりです。県が決定する事業費納付金の額を基準に税率を定める形になります。

○櫻井健一委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、質問等もないようなので、本件を終結いたします。

ここで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後2時58分]

○櫻井健一委員長

会議を再開いたします。 [午後2時59分]

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

ないようですので、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井健一委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で文教厚生委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後3時00分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長      櫻 井 健 一